各務原市住まいの防犯対策補助金交付要綱

（令和８年６月３０日決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は、侵入盗、特殊詐欺等による被害を未然に防止し、住まいの安全を確保するため、物価高騰の影響を受ける市民が行う防犯対策について、予算の範囲内で各務原市住まいの防犯対策補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、各務原市補助金交付規則（昭和３８年規則第３４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付の申請の日において次に掲げる要件を満たす者とする。

（１）本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に規定する住民基本台帳をいう。）に記録されていること。

（２）補助事業を実施した市内の住宅に現に居住していること。

（３）市税の滞納がないこと。

（４）規則第３条の３各号のいずれにも該当しないこと。

（補助事業）

第３条　補助事業は、住宅に対して実施する次に掲げる防犯対策とする。ただし、令和８年７月１日以後に着手し、令和９年２月２６日までに実施及び支払を完了したものに限る。

（１）玄関又は勝手口の扉の防犯効果がある製品への取替え

（２）玄関又は勝手口の錠の取替え

（３）玄関又は勝手口の補助錠の取付け又は取替え

（４）玄関又は勝手口の錠のサムターンカバー又はガードプレートの取付け又は取替え

（５）玄関用又は勝手口用のテレビ機能付ドアホンの取付け又は既設のドアホンのテレビ機能付ドアホンとの取替え

（６）窓（屋外と接するものに限る。以下同じ。）の防犯効果がある製品への取替え

（７）窓の錠の取替え

（８）窓の補助錠、錠のガードプレート又は面格子の取付け又は取替え

（９）窓ガラス破壊センサー又は窓用防犯アラームの取付け又は取替え

（１０）センサー付ライト又はセンサー付防犯アラーム（それぞれ屋外用のものに限る。）の取付け又は取替え

（１１）防犯カメラ（屋外を撮影する用途のものに限る。以下同じ。）の取付け又は取替え

（１２）防犯機能付電話機等（公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨するものに限る。以下この号において同じ。）の取付け又は既設の電話機の防犯機能付電話機等との取替え

（１３）住宅敷地への防犯砂利の敷設又は取替え

（１４）防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が公表する防犯性能の高い建物部品目録に掲載された建物部品（玄関又は勝手口の扉及び錠並びに窓を除く。以下「ＣＰ製品」という。）の取付け又は取替え（前各号に掲げるものを除く。）

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

（１）前項の防犯対策に係る設備、器具等（以下「住宅防犯対策用品」という。）を購入以外の方法により取得した場合

（２）住宅防犯対策用品が中古品である場合

（３）共同住宅等の共用部分に係る防犯対策である場合

（４）併用住宅等の店舗、事務所等に係る部分の防犯対策である場合

（５）住宅の新築に伴うものである場合

３　第三者から借用する住宅（住宅の敷地を含む。）に住宅防犯対策用品の設置をしようとする者は、あらかじめ、その所有者その他の権利者の同意を得なければならない。

４　防犯カメラの取付け又は取替えをしようとする者は、その撮影範囲に近隣の住宅等が入らないように配慮しなければならない。

（補助対象経費）

第４条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に係る住宅防犯対策用品の購入及びその取付け等又は取替えに係る工事に要した費用とする。ただし、自ら行った工事に要した費用を除く。

２　前項の規定にかかわらず、補助対象経費とそれ以外の経費が混同して支出されており、区分することが困難である場合は、これらの経費の全てを補助金の交付の対

象としないこととする。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の額に２分の１を乗じて得た額（１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、１万円を上限とする。

２　補助金の交付は、１世帯につき１回限りとする。

（補助金の交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業の実施後、各務原市住まいの防犯対策補助金交付申請書兼請求書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、令和８年８月３日から令和９年２月２６日までの間に市長に提出しなければならない。

（１）領収証の写しその他の補助対象経費を支出したことを証する書類

（２）補助事業に係る住宅防犯対策用品及びその設置の状況を確認できる写真

（３）補助事業に係る住宅防犯対策用品の仕様が分かる書類

（４）補助金の振込先を確認できる書類の写し

（５）第３条第３項の同意を要する場合は、同意書（様式第２号）

（６）その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、各務原市住まいの防犯対策補助金交付（不交付）決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者が指定する金融機関の口座に速やかに補助金を振り込むものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認める場合は、市の窓口において現金により交付することができる。

（交付の決定の取消し）

第８条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

（１）この要綱の規定に違反したとき。

（２）虚偽その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

（調査）

第９条　市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要と認めるときは、補助事業者又はその関係者に対して、補助事業の実施状況に係る調査を行うことが

できる。

２　補助事業者又はその関係者は、前項の調査に協力しなければならない。

（手続の統合及び省略）

第１０条　規則第１９条の規定により、規則第４条の規定による補助金の交付の申請及び規則第１４条第２項の規定による補助金の交付の請求を統合し、並びに規則第１１条の規定による補助事業の実施報告及び規則第１３条の規定による補助金の額の確定を省略するものとする。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年７月１日から施行する。

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第８条及び第９条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

提出書類①

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

（宛先）各務原市長

各務原市住まいの防犯対策補助金交付申請書兼請求書

各務原市住まいの防犯対策補助金の交付を受けたいので、各務原市住まいの防犯対策補助金交付要綱第６条の規定により、次のとおり申請します。

また、補助金の交付決定があった場合は、次のとおりその交付を請求します。

なお、申請に当たり、私が暴力団等（各務原市補助金交付規則第３条の３各号に掲げるもの）でないことを誓約するとともに、市が私の市税の納付状況及び住民基本台帳を調査することに同意します。

１　申請（請求）者情報

フリガナ	
氏名	
住所	〒
生年月日	
電話番号	

（１）補助金の交付は、１世帯につき１回限りとなります。

（２）住宅防犯対策用品の設置により生じた問題については、市は一切の責を負いません。

（３）市は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要と認めるときは、補助事業の実施状況に係る調査を行うことがあります。

２　振込先情報

金融機関名		□銀行　□金庫 □組合　□農協						
支店名		□本店　□支店　□出張所 □本所　□支所 ※ゆうちょ銀行の支店名は３桁の漢数字です。						
預金種類・口座番号	□１．普通　□２．当座							
口座名義人 （カタカナで記入）								

※　口座番号が６桁以下の場合、はじめに「０」を記入してください。

※　申請（請求）者名義の口座を指定してください。
　　また、振込先情報は、通帳等に記載のとおり正確に記入してください。

3　交付申請（請求）内容

防犯対策の内容		住宅防犯対策用品のメーカー名・型式
玄関又は勝手口	□　防犯扉（取替えのみ） □　錠（取替えのみ） □　補助錠 □　サムターンカバー □　ガードプレート □　テレビ機能付ドアホン	
窓	□　防犯ガラス・サッシ（取替えのみ） □　錠（取替えのみ） □　ガードプレート □　補助錠 □　面格子 □　窓ガラス破壊センサー □　窓用防犯アラーム □　防犯フィルム（ＣＰ製品に限る）	
その他	□　センサー付ライト □　センサー付防犯アラーム □　防犯カメラ □　防犯機能付電話機等 □　防犯砂利 □　ＣＰ製品	
事業完了日	年　　月　　日	
補助対象経費	金　　円（消費税込み）	
補助金交付申請(請求)額	金　　円 （補助率1／2　限度額10,000円）※100円未満切捨て	

【添付書類】

1　領収証の写しその他の補助対象経費を支出したことを証する書類
2　補助事業に係る住宅防犯対策用品及びその設置の状況を確認できる写真
3　補助事業に係る住宅防犯対策用品の仕様が分かる書類（カタログ、パンフレット、説明書等）
4　補助金の振込先を確認できる書類の写し
5　第三者から借用する住宅（住宅の敷地を含む。）に住宅防犯対策用品の設置を行う場合は、所有者その他の権利者が記名した同意書（様式第２号）
6　その他市長が必要と認める書類

4　その他（※承諾又は希望する場合のみ、□に☑してください。）

□　補助金交付（不交付）決定通知書への公印の押印省略について承諾します。

□　補助金交付（不交付）決定通知書をデータで受け取ることを希望します。
（通知書到達期間の短縮等の事務効率化を目的としています。）

（表面）

様式第２号（第６条関係）

（宛先）各務原市長

同　意　書

年　　月　　日

（所有者その他の権利者）

住　所

氏　名

下記の者が、私が所有権その他の権利を有する住宅又はその敷地に、各務原市住まいの防犯対策補助事業により住宅防犯対策用品を取付け等又は取替えすることに同意します。

なお、住宅防犯対策用品の取付け等又は取替えにより生じた問題については、私と申請者の間で処理することとし、各務原市には一切の責任を問いません。

記

１　申請者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　当該住宅又はその敷地の概要

種類　　戸建住宅　・　共同住宅　・　住宅敷地（※該当するものに○）

所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　防犯対策の内容　　裏面のとおり

（裏面）

防犯対策の内容		備考
玄関 又は 勝手口	□　防犯扉（取替えのみ） □　錠（取替えのみ） □　補助錠 □　サムターンカバー □　ガードプレート □　テレビ機能付ドアホン	
窓	□　防犯ガラス・サッシ（取替えのみ） □　錠（取替えのみ） □　ガードプレート □　補助錠 □　面格子 □　窓ガラス破壊センサー □　窓用防犯アラーム □　防犯フィルム（ＣＰ製品に限る）	
その他	□　センサー付ライト □　センサー付防犯アラーム □　防犯カメラ □　防犯機能付電話機等 □　防犯砂利 □　ＣＰ製品	

様式第３号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

各務原市長

各務原市住まいの防犯対策補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました各務原市住まいの防犯対策補助金の交付について、次のとおり決定しましたので、各務原市住まいの防犯対策補助金交付要綱第７条第１項の規定により通知します。

審　査　結　果	交　付　　不交付
交付決定金額	円
交　付　条　件	１　補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち取得価格又は効用の増加額が単価３０万円を超える機械、器具、備品その他の財産に該当するものを、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。ただし、耐用年数に相当する期間を経過した場合は、この限りでない。 ２　補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業が完了した年度の翌年度以後５年間（処分の制限を受ける財産がある場合は、５年経過後、財産処分が完了する日又は上記１ただし書に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで）保存すること。 ３　市長若しくはその委任を受け、若しくは命を受けた者が行う調査又は監査委員の監査に応ずること。 ４　各務原市補助金交付規則及び各務原市住まいの防犯対策補助金交付要綱の規定を遵守すること。 ５　上記条件に違反した場合又は虚偽その他不正な行為により補助金の交付の決定を受けた場合は、補助金の返還を命ずるものであること。
不交付の理由	